

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律
の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令要綱

- 1 新型コロナウイルス感染症等によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う
 特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の適用期限を令和 7 年 8
 月 31 日まで延長することとする。(第 8 条関係)
- 2 この政令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとする。(附則関係)